



(様式第1号)

受付番号	江議第 195 号
受付日	平成29年4月3日
送付日	平成29年4月5日
答弁期日	平成29年4月19日
答弁受理日	平成29年4月19日

江田島市議会議長 山根 啓志 様

会派名

質問者氏名 片平 司 

文書質問書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

* 内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

(1) 質問項目

- ・喫煙・受動喫煙について
- ・がん検診早期発見・治療について
- ・要支援者の入浴料半額実施調査について

(2) 質問の要旨

- ・平成29年第1回市議会定例会（平成29年3月16日）において「健康寿命の延伸について」一般質問を行ったが、再質問が不十分であったため、別紙のとおり問う。

(3) 答弁期日を指定する理由（議長指定以外の場合に必ず記入すること。）



別 紙

1. 喫煙・受動喫煙について

重要性は認識しつつ、「できるだけ早期に」また「オリンピック開催前には敷地内禁煙を目指す」と答弁されたが、市国民健康保険データヘルス計画には、特定健康診査の結果や診療報酬明細書（レセプト）等のデータを活用し、被保険者の健康増進を図るとともに医療費の適正化を図るとされている。

すべての病気に喫煙が非常に悪影響があると科学的に立証されているにもかかわらず、「実行はすぐにできない」また「オリンピックまでに目指す」等は健康増進・医療費の適正化を図ることにつながらないと考え、次の3点について回答を求める。

① 施策に多額の費用がかかるわけでもなく、難しい準備などもいらないにもかかわらず、データヘルス計画は作るだけで実行は何年もかけての内容でよいのか。

② まずは灰皿などの物品を除去し、自分専用のポケット灰皿にすべきであると思うが伺う。

③ 喫煙0対策の質問に「セミナーを開催した」との回答であったが、セミナーで禁煙できれば現に喫煙者は極限的に減っていると思うが、いかに喫煙者の自覚を高め、禁煙という目標に向けて考えたのか。

例 禁煙ノートを作成する

目標を掲げる。毎日の午前・午後・自宅の項目を作り、自分で毎日の本数を記入する。

身体的状態や反省も含め記入する。1～2ヶ月ごとに生活指導（体重測定も行う）をする。

※ 福祉保健部は禁煙への本人や家族の苦痛や喜びを共有し、自覚を高めることに視点を置く。

喫煙0対策は、目標を短期間にしない。ストレスは禁煙につながらないため、期間をしっかりと取ることが必要。

2. がん検診早期発見・治療について

最も低い受診率が胃がん（-79人）、肺がん（-5人）の状況で、胃がん検診は辛いから検診は受けたくないとの声が多くある状況である。

世間の常識は、胃カメラであると総合病院の医者見解であり、最近では、胃がん検診をバリウム検診から胃がんリスク検診に移行する自治体が増えている。

どちらでも良いとの選択肢ではなく、より早く正確に診断できる胃カメラ・エコー検査にすべきだと思うが伺う。

3. 要支援者の入浴料半額実施調査について

要支援1・2の介護認定された方の身体的及び認知状況を資料上（本など）では理解されているようであるが、実際の身体的な認識ができていないように感じる。なぜかと言えば、事業者ニーズ調査の「入浴サービスのみ利用したい」との声に答え、シーサイド温泉のうみの有効活用・売上げに起用できることとなっている。半額お試しに本市の費用負担は0円である。「要支援者の方には外出のきっかけづくり」にと回答されたが、この流れの中に要支援者の姿が見えない。

要支援者の方への目線に立ってなく、身体的に検討が全くされていない点が最大の問題と思い、次の6点について伺う。

① 要支援者の方が、なぜ入浴サービスのみ利用したいのか検討されたのか伺う。

② 要支援者は、日常生活に何らかの支援や介護が必要と判断されているのに、当然できると考え取り組んだと思われるが、533人の要支援者で現在39人の利用が物語っており、元気な人でも入浴にはさまざまな危険が伴う状況があると考える。自分では思うように動くことができず、家の浴室や廊下に手すりを付け、自宅での入浴も浴室に水を入れ、湯を沸かすなどの動作が大変な状況である。

シーサイド温泉のうみの広い浴室の中には手すりは無く、さらに足元はタイル張りでお湯やシャンプー等で濡れており、非常に危険が伴い、浴槽に入るにも腕や足の筋力低下があり、スムーズに動作ができず、転倒すれば大腿骨の骨折など大変な事故につながる。

問題なく利用できる人は少ないと思うが伺う。

③ シーサイド温泉のうみの現状を聞き取ると「利用者は少ないです。一人では難しく介護者がずっと付いていないと難しいようです。」とのことであった。

このような状況での実施調査は初めから想定できるはずであり、分かっての実施ならもっと問題であると思うが伺う。

④ どうしても要支援者の状況を調査したいのであれば、せめて533人中の3分の2から半分の方がどうすれば利用できるか考えて実施すべきと思うが、その点は検討されなかったのか伺う。

⑤ 車で26人が来られたことにびっくりしたとの回答であった。自分で免許証を持ち、車を持っていると当然可能であり、歩くことより楽に移動ができるため、高齢者の車利用が多い状況となっている。

要支援者の身体的・生活上の理解をされていないと思うが伺う。

⑥ いろいろな公園や施設・交通機関など障害者の方の付き添いに料金の免除や軽減がある。

介助者も半額にするなどのさまざまなきめ細やかな取り組みを行ってから実施すれば「要支援者の方の外出のきっかけづくり」がとても良いお試しとなり、次の施策につながると考えるが伺う。

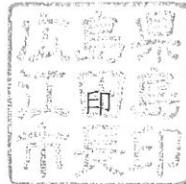
写

(様式第2号)

平成29年4月19日

江田島市議会議長 山根啓志 様

江田島市長 明岳周作
(福祉保健部)



文 書 質 問 答 弁 書

江田島市議会基本条例第7条第4号及び第5号の規定に基づく議員の文書質問については、
次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

別紙のとおり

(2) 答弁内容

別紙のとおり



1 喫煙・受動喫煙について

データヘルス計画とは、特定健康検査の結果及びレセプト等のデータを活用し、被保険者の健康増進と、医療費の適正化を図ることを目的とするもので、本市では実行可能なものから、計画的に取組をすすめているところです。

現在の禁煙対策の状況は、子育て支援センター、認定こども園、保育園及び小中学校については敷地内禁煙とし、江田島庁舎（議会棟）を除く全ての公共施設で施設内禁煙を実施しています。

早期に灰皿を撤去し、個人専用のポケット灰皿にした場合、本来の目的に反し、あらゆる場所で簡単に喫煙が可能となることも想定されることから、喫煙場所を段階的に削減して行くことが、現状では有効な対策と考えています。

また、公共施設を禁煙にすると同時に、喫煙者への禁煙支援も大きな課題です。

喫煙者の禁煙支援には、議員ご指摘のとおり「禁煙への本人や家族の苦痛や喜びを共有し、自覚を高めることに視点を置く」ことが重要です。

喫煙者自身だけではなく、家族や周囲の人をも受動喫煙という健康被害の危険にさらしながら、煙草を吸い続ける人は「ニコチン依存症」という病気にかかった人と捉えることができます。

この治療には、まずは喫煙者自身が病気を正しく理解して、「病気を治そう。治したい。」と思うことが不可欠で、依存症治療の多くは、長い経過をたどります。

禁煙支援には、一定の時間が必要なことから市職員（喫煙者）を対象とした「禁煙セミナー」についても継続的に取組むとともに、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するために設置している江田島市衛生委員会において、更なる取組みに努めます。

2 がん検診早期発見・治療について

御質問のがん検診には、基本的な考え方として2種類の健診があります。

1つ目は、国や地方自治体など集団全体の死亡率を下げるため、特定の集団の中からがんにかかっている可能性のある人を探すことを目的とした「対策型健診」。

2つ目は、受診者自身がその選択で自身の死亡リスクを下げるため、個々人が、がんにかかっている可能性がないか確認することを目的とした「任意型検診」です。

「対策型検診」の代表的なものは、現在、市が実施している集団検診で、受診する集団全体から見て最も効果的で効率的であり、医学的根拠が実証されている国で認められた検査方法で実施しています。

また、「任意型検診」の代表的なものは、人間ドックで、個人にとって最もメリットのある方法を受診者自身が本人の責任において選択するものです。

議員ご指摘の「胃がん検診を全て胃カメラへ移行」についての御質問ですが、胃カメラ、バリウムについては、何れも集団検診において国が推奨するがん検診の検査方法となっており、本市としましては、より多くの皆さんに受診をしていただくため、受診者の希望でどちらでも選択できるような体制に努めています。

また、「エコー検査」につきましては、現状では、国が推奨するがん検診の検査方法ではないことから、受診を希望される場合には、「任意型検診」として、個人的に受診していただきたいと考えています。

できるだけ多くの市民に、定期的にがん検診を受診していただき、早期発見・早期治療することが、本市の目標でもある「健康寿命の延伸」に繋がるものと考えています。

3 要支援者の入浴料半額実施調査について

要支援者の入浴料半額実施に当たっては、事業者の株式会社休暇村サービスが半額助成に好意的であったことに加え、平成27年度に市内事業所が調査したニーズに基づき、入浴サービスのみを実際に利用する方がどれだけいるかを、一定期間調査し、ニーズ結果と実利用の実態を把握することを基本に置いたため、その希望理由などを聴き取るなどの詳細な検討ができていません。

この事業については、実施の主目的が、要支援者の外出の機会や場の確保として当該入浴施設で、何らかの見守りが有れば利用可能な人がどの程度するかの実態の把握にありましたので、利用について介護をする人の想定はしていませんでした。

議員ご指摘のとおり、高齢者の入浴時に安全面への配慮は必須であるため、指摘の内容を踏まえ、事業化を進めるに際しては、事業者と十分に調整が必要であると認識しています。

また、サービスの利用状況からも、本事業の主目的である実態把握も不十分なものとなっています。対象者に対して啓発活動に努め、本事業を利用しやすいサービスにするためには、利用者に負担がかからず、かつ課題が見えるアンケート調査を行うなどして、ニーズ結果とのマッチングが必要であると考えています。

要支援者の生活上の課題に対する理解をすすめるには、要介護認定において、認定調査、主治医意見書、審査会等の段階を経て、身体状況のみならず、介護状況を全般にわたり総合的に判断することが必要と考えます。公平な判定と適正給付のためにも更なる質の向上に努めます。

本事業については、ニーズ結果に基づき、まず現状での実態把握を主目的に実施したものです。

議員のご指摘の内容を踏まえ、次の施策につながるものとしていきます。